

各社会福祉施設等管理者等 殿

東京都福祉保健局健康安全部長
(公印省略)

インフルエンザに係るサーベイランスの実施（2016年－2017年
シーズン）について（依頼）

インフルエンザ対策につきましては、平素より御協力を賜り、御礼申し上げます。

都においては、インフルエンザの流行拡大の早期探知及び新型インフルエンザ発生に備えた対策の一環として、関係機関の御協力のもと、インフルエンザに係る各種サーベイランス（調査・監視）を実施し、情報の収集、解析及び集積を行っております。

また、従来よりインフルエンザ様疾患の発生により臨時休業や集団発生があった場合、保健所への報告（インフルエンザ様疾患発生報告）をいただいているところですが、本年度もこれに加え、インフルエンザの流行の早期探知とウイルスの性状の確認のため、集団発生時におけるウイルス検査（クラスターサーベイランス）を下記のとおり実施することといたします。

については、インフルエンザ様疾患の集団発生等があった場合の保健所への報告及び保健所の調査への御協力につき、よろしくお願いいたします。

記

1 集団発生時におけるウイルス検査（クラスターサーベイランス）の流れ

(1) インフルエンザ様疾患発生報告（集団発生・臨時休業報告）

これまでと同様に、貴施設においてインフルエンザの集団発生があった場合や、インフルエンザにより臨時休業を行った場合には、速やかに施設の所在地を所管する保健所に報告を行ってください。

(2) 保健所による調査（積極的疫学調査）

発生報告を受けた保健所は、発生の状況等を把握するため当該施設に調査への協力依頼を行いますので、情報提供（利用者数、有症者の症状、施設全体の状況等）に御協力をお願いします。

(3) ウイルス検査の実施

調査の結果、インフルエンザの集団発生としてウイルス検査の実施を要する場合には、貴施設と相談の上、検査対象患者を原則として1名選定し、当該患者の検体（咽頭ぬぐい液）を採取、東京都健康安全研究センターにおいてインフルエンザウイルスの遺伝子検査等を行います。

検体採取に当たっては、当該患者及び保護者に対し、保健所から検査の目的及び方法等について説明を行い、同意を得た上で採取を行います。患者及び保護者への事前連絡の際において調査の趣旨等の伝達に御協力いただければ幸いです。

(4) 検査結果の連絡

検査結果判明後、保健所から関係者（施設、患者及び家族）に対し御連絡いたします。

検査結果の取扱いにおいては、個人を特定できない方法をとります。保健所の調査及び検査で得られた個人情報、法令等に基づき適切に管理し、本人又は保護者に無断で第三者へ提供されることはありません。

2 クラスターサーベイランスの実施期間

シーズン開始時（第36週：2016年－2017年シーズンは平成28年9月5日）から、都内におけるインフルエンザの流行が確認された段階（都内における定点医療機関当たり患者報告数が1.0を超えた場合）まで実施します。

3 添付資料

「社会福祉施設におけるクラスター（集団発生）サーベイランスについて」

4 問合せ

インフルエンザの集団発生時の対応や本サーベイランスの詳細については、所在地を管轄する保健所にお問合せください。

(問合せ先)

東京都福祉保健局健康安全部感染症対策課
防疫担当 電話番号：03-5320-4482

社会福祉施設における クラスター（集団発生）サーベイランスについて

I～IVについてご協力をお願いいたします。



平素から、利用者及び職員等がインフルエンザ様症状*を発症した時は、直ちに、かかりつけ医や嘱託医等に受診するよう勧奨してください。

*インフルエンザ様症状とは、一般に38℃以上の発熱及び急性呼吸器症状(鼻汁もしくは鼻閉、咽頭痛、咳)をいいます。



また、利用者やその保護者等に対しては、インフルエンザと診断された場合には速やかに施設に連絡するよう周知してください。



下記に該当する場合、社会福祉施設の管理者は保健所に連絡してください。

- ①インフルエンザによる死亡者が発生した場合
- ②インフルエンザによる入院患者が7日間に2名以上発生した場合
- ③インフルエンザ様症状の方が7日間に10名以上（小規模施設においては全利用者の半数以上）発生した場合
- ④上記に該当しない場合であっても、インフルエンザの集団発生が疑われ、患者数が急増しており、施設長が報告を必要と認めた場合



保健所は、施設を対象として積極的疫学調査を行いますので、ご協力をお願いいたします。

保健所は、施設内での有症者の発症状況、簡易キットの検査結果などを調べて、インフルエンザの集団感染の疑いがある場合には、有症者のうちの1～2名程度について、対象者に対し、本調査の目的並びに方法等について十分に説明し、同意を得た上で検体の採取を行い、遺伝子検査を実施します。(有症者全員に検査を行うわけではありません。)本調査で得られた個人情報、法令等に基づき適切に管理し、保健所から無断で第三者へ提供されることはありません。

※ウイルス検査は、毎シーズン開始から当分の間実施します。定点あたりの患者報告数が1.0人を超えた場合などインフルエンザの流行が拡大した場合、縮小・休止します。

遺伝子検査の結果について

インフルエンザの亜型(A型、B型など)を調べます。結果は速やかに施設に通知します。亜型の種類に関わらず、インフルエンザの集団発生事例として保健所と連携し対応していただきます。

保健所への情報提供及び調査にご協力をお願いします。

東京都福祉保健局